



# 鳥取県公報

平成 19 年 4 月 24 日 (火)  
第 7 8 8 2 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の変更の届出 (395) (福祉保健課) . . . . . 2
	県営土地改良事業計画の決定 (2 件) (396・397) (耕地課) . . . . . 2
	保安林の指定予定 (2 件) (398・399) (森林保全課) . . . . . 3
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (400) (東部総合事務所県民局) . . . . . 4
	指定居宅介護支援事業者の指定 (401) (東部総合事務所福祉保健局) . . . . . 5
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の事業所の変更の届出 (402) (中部総合事務所福祉保健局) . . . . . 5
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (403) (西部総合事務所県民局) . . . . . 5
◇ 選管告示	政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体 (52) . . . . . 6
	選挙管理委員会の招集 (53) . . . . . 7
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定 (地域自立戦略課) . . . . . 7
	落札者の決定 (教育委員会教育環境課) . . . . . 8

# 告 示

## 鳥取県告示第 395 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定に基づき、指定介護機関から名称又は所在地を変更した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 4 月 24 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目 9	ニチイケアセンター鳥取駅南	鳥取市天神町 47-1	平成 19 年 4 月 1 日
〃	〃	ニチイケアセンター鳥取	鳥取市扇町 115-1	〃

### 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目 9	ニチイケアセンター鳥取駅南	鳥取市天神町 47-1	平成 19 年 4 月 1 日
〃	〃	ニチイケアセンター鳥取	鳥取市扇町 115-1	〃

### 3 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	変更年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目 9	ニチイケアセンター鳥取駅南	鳥取市天神町 47-1	平成 19 年 4 月 1 日

## 鳥取県告示第 396 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営土地改良事業（畑地帯総合整備事業中山 2 期地区農業用排水施設、農道整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成 19 年 4 月 24 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

### 2 縦覧に供する期間

平成19年4月24日から同年5月14日まで

3 縦覧に供する場所

大山町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

---

**鳥取県告示第 397 号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（ため池等整備事業大高地区ため池等整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成19年4月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成19年4月24日から同年5月14日まで

3 縦覧に供する場所

米子市役所

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

---

**鳥取県告示第 398 号**

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年4月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

東伯郡三朝町大字高橋字堂ノ谷19、20の1、21、22、字北谷608の1、609、630の1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に

供する。)

### 鳥取県告示第 399 号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成 19 年 4 月 24 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所  
西伯郡大山町松河原字ノロノ谷1450の4、1450の6から1450の8まで、1450の12、1450の19、字馬地ノ谷1451の2、1451の3、1451の7、1451の21、1451の24、字松尾ノ峰1454の39、1454の40
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、大山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 鳥取県告示第 400 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成 19 年 6 月 13 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 4 月 24 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

- 1 申請のあった年月日  
平成 19 年 4 月 13 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人岩美ネットワークギルド
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
安養寺 清美
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
岩美郡岩美町大字浦富 1041-12
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、高齢者や機械に不慣れな方など情報ネットワークへの適応に一定の補助を必要とする人々、情

報ネットワークを適切に利用することでハンディキャップを克服することが期待される人々、生涯学習や公益活動などに情報ネットワークを利用して自身の成長や社会福祉の推進に活用しようとする人々などに対して、パソコンや情報ネットワークに関する啓発活動、ハンディキャップ克服と自立のためのパソコンや情報ネットワークの活用を支援する活動、人々の利用に適した安価な情報ネットワークを提供する活動などに関する事業を行うとともに、地域住民を対象として、パソコンや情報ネットワークを活用したまちづくりや社会教育の推進を図る事業を実施し、もって、来るべき21世紀の環日本海地域における公益の増進に寄与することを目的とする。

#### 6 定款の変更事項

名称、目的、特定非営利活動の種類、事業、会員種別、役員定数及び残余財産の帰属

#### 鳥取県告示第401号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成19年4月24日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	居宅介護支援事業を行う事業所の名称	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	指定年月日
有限会社清水 代表取締役 清水 真弓	鳥取市国府町糸谷 8-3	もみじ薬局介護支援 事業所	鳥取市国府町宮下 1165-3	平成19年4月 16日

#### 鳥取県告示第402号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成19年4月24日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	変更年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9	ニチイケアセンター倉吉	倉吉市東巖城120-1	居宅介護、重度訪問介護	平成19年4月1日
〃	〃	ニチイケアセンター大栄	東伯郡北栄町西園506-1	〃	〃

#### 鳥取県告示第403号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成19年6月13日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 4 月 24 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

- 1 申請のあった年月日  
平成19年4月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 権利・義務を証する書面の作成により予防法務を推進するネットワーク
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
倉敷 昭久
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
米子市加茂町二丁目112
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、広く地域の住民に対して、暮らしの無料相談会やセミナーを実施し、もって地域住民の権利を擁護し、地域社会に寄与することを目的とする。

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第 52 号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定に基づき、平成19年4月3日以後政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定により告示する。

平成 19 年 4 月 24 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
荒井ひでゆき後援会	荒井 秀行	竹安 徹	境港市竹内町1314
池田正光後援会	澤 洋一	遠藤 貞俊	境港市誠道町179
大びつおきのり後援会	松原 勉	西村 稔	米子市長砂町582-6
大興会	大櫃 興紀	松浦 保之	米子市長砂町582-6
国頭靖後援会	国頭 靖	原 隆人	米子市車尾二丁目5-15
田中英教後援会	松田 博行	田中 公子	鳥取市南町605
中本実夫後援会	金沢 悦雄	中本 亀蔵	米子市尾高1127-1
住田圭成後援会	圓山 利郎	住田 丈夫	西伯郡伯耆町溝口58-1
青亀壽宏平和後援会	田中 拓三	宿院 修	東伯郡琴浦町大字杉下455
石本やすとし後援会	田川 勝男	岸野 健治	八頭郡八頭町南407
下田としお後援会	三浅 保則	西尾 正彦	八頭郡八頭町郡家488-8
しょうじ秀男後援会	庄子 秀男	岩崎 幸雄	東伯郡北栄町国坂2556-2
神宮弘幸後援会	神宮 春美	神宮 優子	東伯郡北栄町妻波112-2

谷口旭と語る会	谷口 旭	谷口東義子	西伯郡伯耆町溝口14-2
田村幹雄後援会	松原 忠久	田熊 毅	東伯郡北栄町米里298
高橋義美後援会	芦沢 茂次	高橋 達夫	八頭郡八頭町岩淵231-2
長谷川昭二後援会	田中 拓也	山口 恒喜	東伯郡北栄町由良宿585-43
ふじ花会	藤井 公典	松原 弘文	東伯郡三朝町大字三朝302
細田ときお後援会	平木 博美	山根 俊雄	八頭郡八頭町大門162
松井雅彦後援会	松井 雅彦	杉川 勝久	東伯郡北栄町由良宿1371-5
山崎孝夫後援会	笠見 重利	笠見 重利	西伯郡大山町大山39-2
大山中海党	石川 行一	山本 志保	米子市東福原二丁目22-11

### 鳥取県選挙管理委員会告示第 53 号

平成 19 年第 5 回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成 19 年 4 月 24 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

- 1 日時 平成 19 年 4 月 26 日 (木) 午後 1 時 40 分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
  - (1) 第 21 回参議院議員通常選挙における啓発事業計画について
  - (2) その他

## 調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 4 月 24 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 住民基本台帳ネットワークシステム整備事業に係る設備の整備及び保守管理委託 一式
- 2 契約方式 随意契約
- 3 契約日 平成 19 年 4 月 1 日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 財団法人鳥取県情報センター  
鳥取市東町一丁目 220
- 5 契約金額 24,103,275 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随意契約による理由 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達をするとその特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。  
(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 10 条第 1 項第 2 号)

- 7 契約事務担当部局の名称 鳥取県企画部地域自立戦略課  
及び所在地 鳥取市東町一丁目 220

-----

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年4月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 倉吉農業高等学校寮給食業務委託 一式  
2 契約方式 一般競争入札  
3 落札日 平成19年3月23日  
4 落札者の名称及び所在地 株式会社マルテ S F  
鳥取市南安長二丁目 633-1  
5 落札金額 40,374,600円（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
6 入札公告日 平成19年1月30日  
7 落札方式 最低価格落札方式  
8 契約事務担当部局の名称 鳥取県立倉吉農業高等学校  
及び所在地 倉吉市大谷166